

# 第 88 回 金沢市都市計画審議会議事録

## 1. 日時

平成 30 年 8 月 23 日 (木) 10:00~11:00

## 2. 場所

金沢市役所 7 階 全員協議会室

## 3. 出席委員

- ①学識経験者 (各 50 音順)
- |        |             |
|--------|-------------|
| 井口 栄市  | 金沢市農業委員会会長  |
| 島田 明子  | 弁護士         |
| 竹村 裕樹  | 金沢学院大学教授    |
| 出村 昌史  | 金沢大学准教授     |
| 中山 晶一郎 | 金沢大学教授      |
| 西野 辰哉  | 金沢大学准教授     |
| 蜂谷 俊雄  | 金沢工業大学教授    |
| 林 健治   | 金沢商工会議所常務理事 |
| 松本 耕作  | 金沢経済同友会理事   |
| 眞鍋 知子  | 金沢大学教授      |
- ②市議会議員
- |        |                |
|--------|----------------|
| 角野 恵美子 | 金沢市議会副議長       |
| 高 誠    | 金沢市議会総務常任委員長   |
| 源野 和清  | 金沢市議会建設企業常任委員長 |
- ③関係行政機関
- |       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 山田 哲也 | 国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長 (代理) |
| 板屋 英治 | 石川県土木部長 (代理)                |
| 遠藤 知庸 | 石川県農林水産部長 (代理)              |
| 南 与市  | 石川県警察本部交通部長 (代理)            |
- ④市民
- |       |             |
|-------|-------------|
| 笹井 鍊造 | 金沢市町会連合会副会長 |
|-------|-------------|

## ○司会

定刻となりましたので、只今より第88回金沢市都市計画審議会を開会いたします。本日は計画案件として金沢市決定案件が2件ございます。十分にご審議をお願いいたします。

それでは、はじめに都市整備局長よりご挨拶申し上げます。

## ○局長

皆さんおはようございます。警報が出るような雨がようやく降ったかと思えば、また暑い日が続き、皆様におかれましても、ご自愛願いたいと思っています。本日はそのような中、お集まりいただきましてありがとうございます。

金沢市は、人口減少といった社会変動をしっかりと見据えなければいけない時期にありますし、一方で、新幹線開業効果が一息ついてきている中で、この勢いを如何に持続させるかといったアフター新幹線の取組みが課題であると考えています。

本日は、今年度第一回目の都市計画審議会ということでございます。最近、案件の数が今までと比べ少ないこともあります。アフター新幹線の話で言えば、今のまちづくりはソフト的な部分を中心となって動いていると思っています。その中でも、都市計画審議会は、ハード系の都市の将来図を決めていくうえで、ポイントを押さえないければいけない大事な会議であると思っています。

本日の案件ですが、地区計画の決定については、駅西の開発に伴い陸運事務所が移転をし、その跡地として残る大きな敷地について、今後の方向性を決めていくという計画になります。

本多の森公園については、皆さんご存知のとおり工芸館が金沢に移転します。これに伴う都市計画決定の変更となります。

いずれにおいても、金沢市にとって大事な案件であると考えておりますので、本日は忌憚のないご意見をお願いしまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

## ○司会

今回は、委員の改選後、最初の審議会でございますので、委員の皆様をご紹介させていただきます。金沢市農業委員会長、井口栄市委員でございます。弁護士の島田明子委員でございます。金沢学院大学教授、竹村裕樹委員でございます。金沢大学准教授、出村昌史委員でございます。金沢大学教授、中山晶一朗委員でございます。金沢大学准教授、西野辰哉委員でございます。金沢工業大学教授、蜂谷俊雄委員でございます。金沢商工会議所常務理事、林健治委員でございます。金沢経済同友会理事、松本耕作委員でございます。金沢大学教授、眞鍋知子委員でございます。金沢市議会副議長の角野恵美子委員でございます。金沢市議会総務常任委員長、高誠委員でございます。金沢市議会建設企業常任委員長、源野和清委員でございます。国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長、山田哲也委員でございますが、本日は、安達副所長に代理出席をいただいております。石川県土木部長、板屋英治委員でございますが、本日は、前田都市計画課長補佐に代理出席をいただいております。石川県農林水産部長、遠藤知庸委員でございますが、本日は、井村農業政策課長補佐に代理出席をいただいております。石川県警察本部交通部長、南与市委員でございますが、本日は、中川交通上席管理官に代理出席をいただいております。金沢市町会連合会副会長、笹井錬造委員でございます。

また、本日ご欠席されています委員につきましても、ご紹介させていただきます。石川県消費生活支援センター所長、杉村佳津子委員でございます。金沢市校下婦人会連絡協議会長、能木場由紀子委員でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、会長が空席となっておりますので、規則上、新たに選出する必要がございます。金沢市都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、会長は学識経験を有する委員の中から互選により選任することになっています。みなさま、どなたかご推薦などありますでしょうか。

●（発言なし）

○司会

特にご発言もないようですので、長い間、都市計画行政に携わられ、また、昨年度まで本審議会の会長職務代理を務めていただきました、金沢学院大学教授の竹村委員に会長をお願いしたいと存じますが、みなさまいかがでしょうか。

●各委員

異議なし。

○司会

ありがとうございます。「異議なし」ということですので、新たに竹村委員に会長をお願いしたいと存じます。恐縮ですが、竹村委員は会長席に移動願ひます。

それでは、金沢市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、竹村会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。会長よろしくお願ひします。

●会長

ただいまご指名をいただきました、金沢学院大学教授の竹村です。大変な重責ではございますが、一生懸命務めさせていただきますと思います。

私は、現在大学で学生達とフィールドワークをしながらまちづくり活動に取り組んでいますが、以前は県で都市計画行政に長く携わっておりまして、金沢でも都心軸の再開発、区画整理或いは外環状道路等の大きなプロジェクトにも取り組んできました。この経験が少しでもお役に立てば幸いであると考えています。

さて、日本で初めて都市計画法が出来たのが1919年、大正8年で、来年でちょうど100年となります。そして、線引きが決まった、新しい都市計画法が昭和43年に改正され、ちょうど50年目という節目になっています。金沢においても、大正の終わりに都市計画区域を定めて昭和の2年、5年に用途地域、道路網を決定していますので、やはり90年、100年の長い歴史の積み重ねが都市計画にあると思っています。特に近年は、人口減少や少子高齢化、国際化、情報化、最近は災害が頻発しているなど、都市を取り巻く環境は非常に変わってきています。それにおいて、金沢の場合、北陸新幹線が来てハード、ソフト共に非常に大きな変化を遂げようとしています。そういう意味で、都心軸を受け皿として、30年間しっかりと整備してきたのが、よかったと思っております。色々な問題、ニーズに的確に対応するためにも、都市計画というのが、非常に大事な役割であると思っています。私も金沢の都市計画の発展のために、一生

懸命頑張らせていただき、職責を全うさせていただきたいと思っていますので、是非皆様のご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

## ●会長

それでは議事に入ります前に、金沢市都市計画審議会条例第4条第3項の規定により、会長があらかじめ職務代理者を指名することになっております。これまで長い間、本審議会委員を務めていただいている蜂谷委員に職務代理者をお願ひしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局の報告によりますと、只今、委員20名の内18名が出席しておりますので、金沢市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に照らし、本会議は有効に成立しておりますことを報告いたします。

次に、金沢市都市計画審議会運営要領第7条の規定により、議事録の署名委員を指名させていただきます。今回は、西野委員、眞鍋委員にお願ひいたします。お二人にはどうぞよろしくお願ひいたします。

## ●会長

それでは、議事に入りたいと思ひます。まず、議案第390号 金沢都市計画 地区計画の決定（入江3丁目地区）について事務局から説明をお願ひします。

## ○事務局

それでは、議案第390号「金沢都市計画 入江3丁目地区 地区計画」の決定について説明します。お手元の議案書では、2ページから6ページです。スクリーンと併せてご覧下さい。

位置図です。議案書では5ページです。こちらが犀川です。こちらが疋田上荒屋線、こちらが専光寺野田線、こちらが北陸自動車道、森本野々市線です。こちらの赤線で囲まれた部分が、今回新たに地区計画を定めます入江3丁目地区の地区計画区域です。面積は約1.3haです。

計画図です。議案書は6ページに掲載しています。こちらの赤線で囲まれた部分が、地区計画区域になります。当区域では、北陸信越運輸局石川運輸支局が移転予定であり、その跡地を売却するにあたり、周辺住民からの要望も踏まえ、まちづくりに配慮し、地区計画活用制度を利用して処分を予定しています。また、運輸支局跡地の他、隣接したこちらの一宅地は区域に含まれますが、こちらの部分は含まれていません。この跡地等を、周辺環境と調和のとれた良好な居住環境を創出することで、魅力的な市街地の形成を図ることを目標に、地区計画を定めるものです。なお、土地利用の基本となる用途地域は第二種住居地域で、容積率200%、建ぺい率60%です。

地区の特性を活かした土地利用を図るため、地区計画の区域を2地区に区分し、地区ごとに方針を設けます。区域の南側を住宅地区Aとし、店舗・業務施設等の立地を許容しつつ、周辺環境に配慮した住宅地の形成を図ります。面積は、約0.4haです。北側、住宅地区Bでは、日常的な利便性を確保しつつ、既存住宅地と調和のとれた良好な住宅地の形成を図ります。住宅地区Bの面積は、約0.9haです。

こちらは、現況写真です。上の写真は、計画地南側の部分を東側から撮影したものです。また、下の写真は西側から撮影したものです。こちらの上の写真は、計画地を北東側から撮影したものです。また、下の写真は北側から撮影したものです。

次に、地区整備計画について説明いたします。議案書は前後いたしますが、2ページに掲載しています。建築物の用途の制限といたしまして、建築基準法に基づき用途

地域に応じて建築できるもののうち、次に掲げる用途の建築物等は建築してはならないことを規定しています。まず、住宅地区 A、住宅地区 B 共通して畜舎、サイロ。神社、寺院、教会その他これらに類するもの。建築基準法別表第 2 (に) 項第 3 号に規定する運動施設。これは、ボーリング場、スケート練習場、水泳場などです。また、ホテルや旅館、自動車教習所。マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの。カラオケボックスその他これに類するもの。葬儀場。これらの用途について建築することができません。事務所の用途、店舗、飲食店その他これらに類するものは、それらの用途に供する部分の床面積の合計が住宅地区 A では、3,000 m<sup>2</sup>、住宅地区 B では、1,500 m<sup>2</sup>を超えるものは建築できません。また、住宅地区 B では建築物に附属する自動車車庫で、建築基準法施行令第 130 条の 5 の 5 第 1 号及び第 3 号に掲げるもの。これは、敷地内の自動車車庫の合計が 3,000 m<sup>2</sup>を超えるものや 3 階以上の部分を自動車車庫とするものを示します。これを、制限します。そのほか、建築基準法別表第 2 (と) 項第 4 号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの。こちらは、危険物の貯蔵、処理量が非常に少ない施設を示しますが、住宅地区 A では、3,000 m<sup>2</sup>、住宅地区 B では、1,500 m<sup>2</sup>を超えるものは建築することができません。以上が建築物等の用途の制限です。

次に、建築物の敷地面積の最低限度です。議案書は 3 ページです。住宅地区 A、住宅地区 B とともに、150 m<sup>2</sup>とします。

続いて、壁面の位置の制限ですが、住宅地区 A では、制限を設けません。住宅地区 B では、建築物の壁面などから、道路境界線、隣地又は水路若しくは農道の境界線までの距離の最低限度は、1 m とします。

次に、建築物等の高さの最高限度について説明します。この区域は現在、高度地区による高さ制限が 20m の区域に指定されています。本地区計画の規制としては、周辺の建物状況等から住宅地区 A では、高さの最高限度を 18m までとし、住宅地区 B では、高さの最高限度を 15m までとします。

次に、建築物等の形態又は意匠の制限ですが、住宅地区 A、住宅地区 B 共通の制限とします。建築物等の外壁の色は、マンセル表色系で別表に掲げるものとします。別表は議案書 4 ページに掲載しています。外壁は、白、グレー、茶等の周囲の景観と調和したものとします。建築物の屋根の色は、黒、グレー、茶、濃茶、濃緑、濃紺とします。広告物につきましては、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、景観形成上支障がないもので、表示面を含め、壁面後退部分に設置しないこととします。また、屋上及び屋根面に設置はできません。

次に垣又は柵の構造の制限ですが、道路に面して垣又は柵を設ける場合は、次のいずれかに該当するものとします。1. 生け垣、植栽又は高さが 1.5 メートル以下の透過性のフェンス。2. レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが 0.6 メートル以下のもの。3. 0.6m 以下の、レンガ、タイル、ブロック、石等と生け垣、植栽又は透過性フェンスと組み合わせたもの。透過性のフェンスと組み合わせた場合は、高さ 1.5 m 以下とします。計画の概要は以上です。

最後に、本案件につきましては、平成 30 年 7 月 23 日から 8 月 6 日までの 2 週間、公衆の縦覧に供しましたが意見書の提出はございませんでした。

以上で説明を終わります。

## ●会長

ありがとうございました。只今の説明につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。

●A委員

当該敷地によって、東側道路と西側道路が分断されていますが、今後この二つの道路を繋ぐ予定はあるのか。また、住宅地区Bの北側は接道していないので、住宅を建築することになると接道が必要になるが、どのように計画されるのでしょうか。

●会長

2点ありました。道路を通すか通さないか。また、住宅地区Bの接道について。これらについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局

先ほどの説明の中でも申し上げましたが、当該敷地は、現在北陸財務局が地区計画を活用した制度で今後売却を考えています。売却に先立って地区計画を設定することで、付近住民の方が望ましくないとする土地利用にならないように、売却をしてもらおうと思っています。今後、新たな所有者が決まります。新たな所有者が、どのような土地利用を考えるかによって、接道の話や東西の道路をどのようにするかを、開発事業の協議・指導の中で、住民の思いも含めて進めて行きたいと考えています。

現状では、次の土地利用の形態が分かりませんので、今のご質問については、新たな所有者が決まり、開発計画を協議していく中で、良好な形を協議・指導していきたいと考えています。

●A委員

分かりました。今後のプロセスの中で、金沢市として指導されるということでしょうか。

○事務局

はい。

●A委員

分かりました。

●会長

ありがとうございました。他に何かご意見、ご質問などありますか。

●B委員

住民の方はこの計画についてどのように思っているか教えてほしい。例えば、あまり高い建物は建たないと思うが、マンションが出来たら困るとか、住民がどういうご意見を持っているか分かれば教えてもらいたい。

また、現在の敷地は、財務局が、今後売られるという事ですが、これは一帯で売られるということですか。

●会長

住民の意見と売り方について、この2点について事務局から回答をお願いします。

○事務局

付近住民の思いという点については、この地区計画の原案を作成してきた経緯の中で、金沢市、北陸財務局、地元の方々に組織される「跡地を考える会」この三者で地区計画の内容を決めてきたので、今日お諮りしている原案については、住民の方々も一定のご理解を頂いている内容になっております。

先ほど、住宅地区Aと住宅地区Bとで、建物高さの制限が15mと18mと話もありましたが、補助幹線に近い住宅地区Aは、近隣の制限状況を踏まえて現在20mの高さ制限から一つ厳しい制限の18mに、良好な住環境を形成したいと考えている住宅地区Bは、更に一つ厳しい制限の15mとしています。15mの高さ制限は、階高3mで考えると、大体5階が限度になります。地区外ではありますが、近隣に5階建てのマンションがあり、住民の方々は、少なくともこのマンションより高い建物は困るという意向があり、15mの高さ制限を割り出してきました。一つ目のご質問に対しては、以上です。

二つ目のご質問については、金沢市で回答がし辛いところもあります。まずは社会福祉関連、学校施設や保育施設などの、半公共的な団体を買う意思がないかを、財務局から声かけをするそうです。そこで決まらなければ、宅地分譲されるような民間団体に広がっていくことになるので、一帯の売却か分割での売却になるかは、今後地区計画を設定し規制をかけた上で、財務局が行っていくことになるので、今日の段階では、お示しはできません。以上です。

●会長

ありがとうございました。B委員よろしいですか。

●B委員

はい。

●会長

他にご意見、ご質問ありませんか。よろしいですか。

それでは、他にご意見もないようなので、とりまとめさせていただきます。

只今頂いた意見は、大変貴重なご意見だったと思いますので、これについては、今後の事業を進める上で参考意見として取り扱って頂くことにして、計画案通り答申したいと思います。

●会長

それでは、続きまして、「議案第391号 金沢都市計画 公園の変更（7・4・1号 本多の森公園）」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第 391 号「金沢都市計画 公園の変更」についてご説明します。お手元の議案書は、7 ページから 12 ページとなりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧ください。

位置図になります。議案書は 8 ページになります。こちらの、金沢市中心部に位置します赤線で囲まれた部分が、本案件の本多の森公園になります。本多の森公園は、昭和 47 年に「3・3・6 号本多の森公園」として 2.7ha が都市計画決定され、平成 13 年に近隣の「3・3・1 号本多公園」、「7・2・4 号出羽町公園」、「7・3・2 号広坂公園」、「3 号出羽町緑地」が「本多の森公園」に統合され、現在の「7・4・1 号本多の森公園」となっております。平成 21 年には県立美術館と周辺の園地を追加し、現在は 7.9ha が都市計画決定されております。今回、こちらの、本多の森公園の区域の変更を行うものであります。

計画図になります。議案書は 9 ページになります。方位は、図面の上方が北になります。こちらの薄い赤色で着色された部分が、現在の本多の森公園の区域となります。そして、赤色で着色された部分が、今回面積を増加する箇所、面積は約 0.5 ヘクタールになります。

施設計画図になります。今回、東京国立近代美術館工芸館が本多の森公園に移転整備されることに伴い、工芸館を含めた各文化施設間の連携をさらに強化し、本多の森公園の回遊性、利便性、景観の向上による利用促進や賑わいの創出を図るため、区域を追加するものです。

現況概要図になります。議案書は 10 ページになります。方位が変わりまして、図面の右下方向が北になります。現在の本多の森公園は、県立美術館や、県立歴史博物館、旧第九師団司令部庁舎、金沢偕行社など、歴史・文化的に貴重な建造物の集積が図られています。このあたり一帯の文化施設と合わせ「兼六園周辺文化の森」として多くの人に親しまれています。

こちらは、今回追加する区域の整備計画概要図となります。図面の上部中央、県立歴史博物館と県立美術館の間に、工芸館が移転整備されます。工芸館施設は、旧第九師団司令部庁舎と、金沢偕行社を移築し、活用することとなります。跡地は、工芸館の整備に伴い増加が見込まれる公園利用者の利便性の向上のため、駐車場の整備を予定しています。また、これらの整備に合わせ、工芸館と各施設の回遊性を高めるため、既存園地の園路整備等も行うこととしています。

こちらは、整備イメージになります。議案書は 11 ページになります。右上部に工芸館が移転され、工芸館から各施設への園路の整備により、園内の回遊性が高まります。また、駐車場には大型バスも駐車ができるよう検討しており、利便性も高まります。

こちらは、上空からの全景写真になります。追加区域 1 にあります旧第九師団司令部庁舎と、金沢偕行社の建物が追加区域 2 に移築され、工芸館として整備されます。

こちらは、現況の写真になります。議案書は 12 ページになります。①、②が金沢偕行社、旧第九師団司令部庁舎周辺の写真になります。また、③、④は工芸館整備箇所周辺の写真になります。

変更概要表になります。議案書は 7 ページになります。今回、約 0.5ha が追加され、約 7.9ha から約 8.4ha となります。

最後に、本案件につきましては、平成 30 年 7 月 23 日から 8 月 6 日までの 2 週間、公衆の縦覧に供しましたが意見書の提出はございませんでした。

以上で説明を終わります。

## ●会長

ありがとうございました。只今の説明につきまして、何かご意見、ご質問がありま

したらお願いしたいと思います。

●C委員

11 ページにある園地のイメージ図を拝見しております。バスが収容できる駐車場となり利便性が高まると思うが、大型バスの出入口となる箇所の幅や車両軌跡などは、十分検討されているのか教えてもらいたい。

●会長

事務局から回答をお願いします。

○事務局

整備計画の具体内容になりますので、石川県の担当者から回答を頂きたいと思えます。

○石川県公園緑地課

現在、設計をしている最中ですが、バスの軌跡や幅員は計画の中で検討しております。

●会長

今の計画の中で検討しているということです。よろしいですか。

●C委員

はい。

●会長

他にご意見、ご質問ございませんか。

他にご意見もないようですので、とりまとめさせていただきます。今頂いたご意見についても大事な意見ですので、今後事業を進める上で参考意見として取り扱っていただきたいと思います。

この案については、計画案通り答申させていただきたいと思えます。

●会長

続きまして、前回までに審議いただきました計画案件について諸手続きがなされておりますので、事務局から報告を受けたいと思えます。

○事務局

それでは、案件結果報告を申し上げます。議案書は13 ページに掲載しておりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。平成29年11月28日に開催しました、第86回金沢市都市計画審議会でご審議いただきました案件につきまして、ご報告させていただきます。

議案第384号「金沢都市計画 地区計画の変更」(福久町東部地区 他10地区)につきましては、平成30年4月1日付け金沢市告示第97号で決定の告示がなされております。

続いて、平成30年2月28日に開催しました、第87回金沢市都市計画審議会でご審議いただきました、金沢市決定議案第387号「金沢都市計画 地区計画の変更」(ウッドパーク新保本・八日市地区)につきましては、平成30年3月22日付け金沢市告

示第 78 号で決定の告示がなされております。また、石川県決定議案第 388 号「金沢都市計画 道路の変更」(3・6・3号 小立野旭町線)につきましては、平成 30 年 3 月 30 日付け石川県告示第 134 号で決定の告示がなされております。また、議案第 389 号「金沢都市計画 公園の変更」(5・5・5号 金沢城公園)につきましても、平成 30 年 3 月 30 日付け石川県告示第 134 号で決定の告示がなされております。

以上、案件結果報告でございます。

●会長

只今の報告につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

●会長

それでは、ご意見もないようですので、

これで、本日諮問のありました案件について、滞りなく審議が終了しました。なお、この際ですので、委員の皆様から何かご討議いただくような事項、もしくは事務局へのご要望等ございましたら、ご発言願いたいと存じますが、いかがでしょうか。

ご意見もないようなので、以上を持ちまして本日の議事を終了させていただきます。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○司会

竹村会長どうもありがとうございました。そして委員の皆様もご審議いただきありがとうございました。ご審議いただいた案件につきましては、手続きを進めさせていただきます。また、本日いただきました貴重なご意見は、今後の都市計画行政を進める上で参考にさせていただきたいと思っております。

それでは、以上を持ちまして、本日の金沢市都市計画審議会を閉会いたします。

皆様、ありがとうございました。